○法務省告示第五百三十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月二十九日

法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社東昇工業	群馬県伊勢崎市田部井町一丁目千六百八十七番地三	鉄筋施工

○外務省告示第三百八十二号

平成二十七年三月二十三日にアンティグオ・クスカトランで、国営教育・文化テレビ局番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエルサルバドル共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十七年十月七日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　国営教育・文化テレビ局番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四千三百七十万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　田良原政隆在エルサルバドル大使

エルサルバドル側　ウゴ・ロヘル・マルティネス・ボニージャ外務大臣

平成二十七年十月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八十三号

平成二十七年七月六日にアンティグオ・クスカトランで、エルサルバドル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエルサルバドル共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十七年十月七日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　田良原政隆在エルサルバドル大使

エルサルバドル側　ウゴ・ロヘル・マルティネス・ボニージャ外務大臣

平成二十七年十月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八十四号

平成二十七年十月二十日に東京で、改正された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書により改正された二千九年二月十七日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十七年十月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千十三年十月三日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書により改正された二千九年二月十七日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定において、特に、改正された同協定において、日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両政府が締結する別途の取極に記載することが規定されていることに言及する光栄を有します。

本大臣は、また、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する両政府間の討議に言及するとともに、当該討議の結果、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、自国の関係法令に従い、アメリカ合衆国政府に対し、日本国の平成二十七会計年度において予算に計上された千百三十万合衆国ドル（一一、三〇〇、〇〇〇ドル）の資金の提供を行う。

2　各個別の事業に拠出される日本国が提供する資金の額は、付表に定める。

3　付表は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の合意によって修正することができる。

本大臣は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものである場合には、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わるその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年十月二十日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

アメリカ合衆国特命全権大使

キャロライン・ケネディ閣下

付表

テニアンにおける訓練支援施設及び訓練場の基盤整備の設計事業

千百三十万合衆国ドル（一一、三〇〇、〇〇〇ドル）

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、閣下の書簡に述べられた提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであること並びに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わって確認する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年十月二十日に東京で

アメリカ合衆国特命全権大使　キャロライン・ケネディ

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○外務省告示第三百八十五号

平成二十七年十月十六日にネーピードーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十七年十月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ミャンマー連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とミャンマー連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　九百九十八億五千万円（九九、八五〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ミャンマー連邦共和国政府に供与されることになる。